

管理 No.	G009
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:子ども未来部子ども育成課
(認定給付係 /内線:3723)

根拠区分	法律—条例	
許認可等の名称	児童手当の未支払請求	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)
	根拠規定条項	第 12 条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)
	基準規定条項	第 3 条第 1 項 第 4 条 第 6 条 第 8 条第 3 項 第 9 条 附則第 2 条
	審査基準	児童手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護していた支給要件児童であった者にその未支払の児童手当を支払う。
		※裏面に続く
標準処理期間 (経由機関の日数)	総日数 10～40 日程度(休日は含まない)	
本票の作成日	平成 29 年 3 月 31 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>【根拠法令】児童手当法</p> <p>(未支払の児童手当)</p> <p>第十二条 児童手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当(その者が監護していた中学校修了前の児童であつた者に係る部分に限る。)で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、当該中学校修了前の児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。</p> <p>2 中学校修了前の施設入所等児童が第三条第三項各号に掲げる児童に該当しなくなつた場合において、当該中学校修了前の施設入所等児童が委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしていた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき児童手当(当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者に係る部分に限る。)で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。</p> <p>3 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。</p>